

## 農薬専門委員会（第19回）の審議概要

農薬名	申請品目及び審議の概要	審議内容・質疑等
<p>(水質汚濁・新規) エチプロール</p>	<p>本剤の用途は殺虫剤。稲に適用がある。</p> <p>食品安全委員会は、平成16年7月22日付でエチプロールのADIを0.005 mg/kg 体重/日と設定した。なお、この値はウサギを用いた発生毒性試験における無毒性量0.5 mg/kg 体重/日を不確実係数100で除して設定された。</p> <p>新たなADI値から、水質汚濁に係る登録保留基準値案として、0.1mg/Lが検討された。</p> <p>試験水田における消長試験結果では、150日間平均濃度(計算値)の最大値が0.00922mg/Lであり、基準値案を下回る。</p> <p>また、理論最大摂取量の対ADI比は39.3%。うち作物経由のもの対ADI比31.8%であり80%を下回っていることから、水質汚濁に係る基準値を対ADI比10%を基に作成することで問題ないとされた。</p> <p>以上をもって、基準値案は了承された。</p>	<p>安藤委員より、発生毒性のような短期の毒性試験の無毒性量からADIを設定する際は、不確実係数は1,000とすることも考えられるのではないかとの指摘があった。</p> <p>廣瀬委員より、この農薬については、たまたま発生毒性試験のような短期の試験から最小の無毒性量が得られたが、長期の毒性試験も行われておりそこにおいて問題はなかったため、食品安全委員会の審議においては安全係数を100にすることに異論はなかった、との回答があった。</p> <p>行本委員より、規制対象物質は本体のみとしているが規制対象成分を決定する上で分解物についてどのような考察をしたのかとの質問があった。</p> <p>事務局より、水中光分解試験において10%以上生成する代謝物が2種類あるが、これらについては、毒性試験結果より問題となる毒性が認められなかったこと、及び水田消長試験において本体に比して当該代謝物が非常に微量しか検出されなかったことから、規制対象とはしなかったことが説明された。</p>